

議案第二三 号

議會議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について

議會議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のよう
改正するものとする

昭和三十一年三月十日提出

三朝町長 坂出 雅 乙

昭和三十一年三月十七日 原案可決

三朝町議会議長

矢田 秀雄



朝田
議長
印

議會議員の報酬及び費用弁償に関する各条例の一部を改正する条例
 議會議員の報酬及び費用弁償に関する各条例(昭和三十一年(昭和三十一年)の)の一部を次の
 ように改正する

第四条第三項の規定による別表を次のように改める

別表

正分	鉄道		船賃	車馬賃 (料なき)	日当(一日につき)		宿泊料(一夜につき)		食卓料 (一夜につき)
	県内	県外			県内	県外	県内	県外	
議長	三	三	三	五	二六	三〇	一三	一五	三
副議長	一	一	一	五	二六	三〇	一三	一五	三
議員	一	一	一	五	二六	三〇	一三	一五	三

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十一年四月一日より適用する